

# 環境と健康

Vol.26 No.3 AUTUMN 2013

## 特集 / 高齢期のいのちの輝き

Editorial / 倫理と職業

いのちの科学 / 日本測地系の変遷と地殻変動

JCSJ / 森林浴の健康増進効果

随想 / スペイン歴史紀行 - 文化の融合、クレオール -

／ タジキスタンの旅 - ソグディアナ地方を訪ねて

サロン談義 / 低線量被ばくを考える (IV)

／ 高齢者の持病を考える (II)

Books談義 / 「脂肪の功罪と健康」をめぐって (III)

「智恵なすわざの再生へ - 科学の原罪」をめぐって (II)

連載講座 / メタボの正体 (XI)

／ 統合医療：一人ひとりに合った医療を目指して (I)



# 献眼登録にご協力をお願いします

**アイバンク**とは、角膜を提供して下さる方と角膜移植を受ける患者さんとの橋渡しを担っている団体です。当アイバンクは昭和38年に**財団法人体質研究会(現在 公益財団法人)**の一部として設立されました。法律上、角膜あっせんはアイバンクを通してでしか行えないことになっています。

角膜は眼球の最前部にあるいわゆる「黒目」の表面にある、透明な膜です。これを通して光が網膜に達し、はじめて物が見えるのです。病気やケガで角膜が白く濁ったり、傷ついたり、変形が生じると視力が低下したり見えなくなったりします。この角膜を透明な角膜と取り替える手術を角膜移植といいます。

移植に使う透明な角膜は亡くなられた方からご提供いただきます。角膜の寿命は200年ともいわれており、年齢制限はなく、近視や乱視、白内障や緑内障のある目でも角膜移植に使えます。ただ、伝染病(HIV、B、C型肝炎など)や血液の病気で亡くなられた場合や変死の場合は使えないこともあります。

**1,242,844人**

現在、全国のアイバンクへの登録者総数は約124万人ですが、手術を待っている人たちの数から比べると、まだまだ登録者がたりません。

**36,262人**

これまでに献眼された方は約36,000人です。

**2,489人**

今すぐ手術を受けなければならぬと診断され、角膜移植を申し込んで順番を待っている方は約2,500人もおられます。

**1~3年**

今、角膜移植を受けたいと申し込んでも移植まで1~3年先で、待っている間は、とても不自由な生活や思いをされています。



**6~10時間**

角膜摘出は死後、夏季は6時間以内、冬季は10時間以内に特殊な保存液内にて保存しなければいけません。早急なご連絡が必要となります。

\*表示している数字は日本全国のもので、2012年3月末現在の(公財)日本アイバンク協会のデータです。

## 親族への優先提供

平成22年1月17日の臓器移植法改正に伴い、親族(配偶者、子、父母)への角膜提供が可能となりました。

献眼登録のお問合せは、下記へお願いします。

**公益財団法人 体質研究会 アイバンク**

〒606-8225 京都市左京区田中門前町 103-5

パストゥールビル 5F

Tel.075-702-0824 Fax.075-702-1141

ホームページ <http://www.taishitsu.or.jp/eyebank/>

## 特集 “高齢期のいのちの輝き”

長寿の時代となり、多くの方が高齢期を迎えられるようになりました。高齢期は、結晶性知能は衰えにくく、感性が深まり、いのちが輝きます。本特集では、心療内科の医師がナラティブメディスンの視座に立って「老い」を語り、仏教学者である禅僧が「平気で生きる仏の道」を明らかにされ、診療所医師が、在宅ホスピスなど、いのちの限り心豊かに生き抜くすべを示しています。



## 倫理と職業

竹下 賢\*

ここ十数年来、教育との関係で倫理の強化といったことが、強く意識されるようになってきている。安倍第2次内閣の発足と同時に、第1次内閣時の教育再生会議の復活のかたちで、教育再生実行会議が設置された。そして、間もなくの2013年2月に、第1次提言が出されたが、その内容には3つあり、道徳の教科化といじめ対策の法制化、そして体罰根絶のガイドライン作成であった。これらの項目の収束するところは、法制化を含む倫理の強化だといえるが、このうち先行して実現したのが法制化で、いじめ防止推進対策法が6月の国会で成立した。

この法律が早期に成立したのは、大津市での衝撃的ないじめ事件がきっかけとなって、その問題が一般化し社会問題化したからであり、こうした問題が学校の従来の枠組みでは解決できない深刻さにまで達していたからである。多くの学校現場で、何とか有効な対策を打たなければならないという声が上がられたことと思う。他方で、法案の審議過程で注目されたのが、今回の法案に盛り込まれた規定への批判である。それは、保護者が子供の規範意識の指導に努めること、また、いじめた子に出席停止処分を課しようと、定めた点に関してである。前者には家庭教育の自主性を損なうとされる、後者には厳罰化は事態の改善につながらない、との批判が出された。

これらについてのやり取りなどののち、修正なしに法案は採決され、それはそれで重要な立法であったと思う。しかし同時に、前述の法案への批判を勘案した教育行政を行うことが、こうした立法とともに必要となろう。法律によって、たしかに一定の行為を禁止して抑圧することはできるが、その行為を自主的に止めさせることはできない。つまり、法律では規範意識を醸成することはできないのであって、厳罰化は改善にはならないといわれる所以である。家庭教育の自主性ということも、倫理教育の非強制性が大きい意味で含意しているところだと思う。

ここで問題は、倫理教育が完全に自主性に委ねられるというなら、完全に個人のそれこそ自己決定の問題になってしまい、教育行政ですら関知すべきでないことになってしまう。

---

\*関西大学教授（法哲学・環境法思想）

すでに、安倍第1次内閣のもとで2006年に教育基本法と関連法が改正され、2011年からは初等中等教育に「生きる力の育成」をめざす新学習指導要領が適用されている。その内容の一角に道徳教育の充実が組み込まれているが、上記の立場を取るなら、これに反対どころか以前からの教科化されていない道徳の時間にも反対するということになる。

しかし一般には、「現状の社会においてこの立場を貫くことは難しい、だが、問題は教えられる道徳の内容にある」と考えられるのが普通であろう。ただその場合、内容については各人各様の答えが返ってくると思う。それでもここで、現状がより進行していることを知っておくことは重要である。初等中等の学校教育だけでなく、すでに高等教育の専門職業教育においても、倫理教育が制度上の教育課程の中に組み込まれている。そしてその分野では、倫理教育の必要性についての根本的な論議がなされていて、そこで示されているひとつの見解は興味深く、しかもそれは専門職業一般に当てはまるのである。

ここでいう専門職業は、一般職業から区別されるいわゆる高度専門職業人のもつ職業であり、伝統的には医者と弁護士が挙げられる。弁護士など法曹は今日、法科大学院で養成されるが、その他の会計士や臨床心理士なども、この種の専門職大学院で教育されていて、これに含まれる。現代社会では、社会の複雑化に応じてこのような専門職業が数多く形成され、理工系の大学院の卒業生は大学での教育を生かして就職するとき、すべてこの種の職業に従事することになる。

この専門職業は英語ではプロフェッショナル (professional) であり、一般職業であるオキュペーション (occupation) から区別されるが、その特徴が語源的にも明らかにされている。もともとプロフェスというのは信仰告白という宗教的な意味合いをもっていて、さらに、宗教的な目的に生涯を捧げると公言して修道院に入ることをも意味していた。この語源が世俗化されて、公共の目的のために献身的に活動する職業がプロフェッショナルと呼ばれるようになる。そして、いまや専門職業に従事する者は、高度な技術とともに学識をも備える必要があり、また、その職業が社会生活に不可欠であるゆえに独占的になってしまうだけに、依頼人に対して強い社会的責任を負うのだとされる。

このような見解には説得力があり、それが意味するのは、個人に由来する倫理とは別に、社会が求める倫理が存在するということである。このように社会倫理を考えるとすれば、それは何も高度専門職業人にのみ限られるわけではなく、より厳格さが弱まるとはいえ、一般の職業人にも通用しているといえる。たとえば、商業上の取引をする人は、取引商品

の内容を相手方に正しく伝えなければならないし、農業者は日照りで困ろうとも、無断で隣の田から水を引いてきてはならない。

このように広い意味合いをもつ社会倫理を改めて考えてみると、社会秩序は職業だけではなく、さまざまな役割に対応する倫理によって支えられているといえる。父親や母親という役割に対応した家族関係にも当てはまる倫理があるが、何もそれはたとえば儒教道徳として固定化されたものではないし、絶対的なものとして強制されるべきものでもない。逆に広く国民一般に当てはまるような社会倫理もあり、通常それらは社会常識とかマナーとかと呼ばれている。そして、この広く一般的な社会倫理の一角に、前述で話題にした学校教育における道徳教育も属することになる。

このように考えてくると、やはり前述で言及した、社会倫理の必要性は分かるがその内容が問題だ、という壁にぶつかる。さしあたり、この内容は超絶的に確証されるものではなく、社会生活の現実の中に働いている倫理のうちに求められることになる。しかし、議論が起きるのは、そうした社会倫理が機能していない場合であり、そこでは、機能の回復のために新たな内容を盛り込まねばならない。そして、そのための絶対的規準がない以上、それが社会問題化している場合はとくに、国民的な議論を喚起するなかで内容についての議論を通じて確定するしかない。しかも、その際に留意すべきなのは、倫理は強制からは生まれないということであり、強制を本質とする法に頼りすぎると倫理は弱まり、社会の秩序形成の力も結局は弱まるということである。

ともあれ、本誌でも取り上げた一昨年の福島原子力発電所の事故もまた、「倫理と職業」という問題を投げかけている。倫理教育の意義に関する前述の見解は、工学倫理における議論において提示されたのだが、この事故では倫理教育一般の問題ではなく、一定の教育内容が問われていると考えられる。この点については、来年早々のいのちの科学フォーラムで取り上げることにしたい。

## 目次

### 特集 / 高齢期のいのちの輝き

#### Editorial

倫理と職業 .....	262
	竹下 賢

執筆者紹介 .....	267
-------------	-----

#### 特集：高齢期のいのちの輝き

特集“高齢期のいのちの輝き”にあたって .....	269
	奈倉道隆・中井吉英

物語りとしての老い .....	272
	中井吉英

老を「平気」で生きよう .....	285
	奈良康明

老いの日々を生き抜くためにできること .....	295
	内藤いづみ

#### いのちの科学プロジェクトシリーズ

テーマ：共に生きる

㊿日本測地系の変遷と地殻変動 .....	299
	竹本修三

#### JCSD プロジェクトシリーズ

森林浴の健康増進効果 .....	310
	李 卿

#### 連載講座

メタボの正体（XI） .....	321
	篠山重威

統合医療：一人ひとりに合った医療を目指して（I） .....	333
	今西二郎

#### 随想

スペイン歴史紀行－文化の融合、クレオール－ .....	338
	竹下 賢

タジキスタンの旅－ソグディアナ地方を訪ねて .....	348
	本庄 巖

## サロン談義

- サロン談義 10 低線量被ばくを考える (IV)  
コメント 4: 原発事故に何故過度な反応をするのか ..... 354  
内海博司
- サロン談義 11 高齢者の持病を考える (II)  
コメント 1: 主治医との信頼関係での不整脈の管理 ..... 361  
本庄 巖
- コメント 2: 術後の後遺症に対処する医療 ..... 362  
本庄 巖

## Books 談義

- Books 談義 16 人と食と自然シリーズ 3: 河田照雄 編著「脂肪の功罪と健康」をめぐって (III)  
コメント 6: 健康寿命の延伸を願いつつ ..... 364  
佐藤隆一郎
- Books 談義 17 シリーズ・ともに生きる科学: 鈴木晶子 著「智慧なすわざの再生へー科学の原罪」をめぐって (II)  
コメント 2: アポロの叡智のみで技術は再生できない ..... 366  
富浦 梓
- コメント 3: 現場から出発する科学の構築へ ..... 368  
坂東昌子
- コメント 4: 知と科学とーヒトが求めているもの ..... 373  
岩槻邦男

## Books

- 岩槻邦男 著 ..... 376  
『桜がなくなる日ー生物の絶滅と多様性を考える』
- 岩槻邦男 著 ..... 377  
『新・植物とつきあう本』

## Random Scope

- 老年期の脳細胞の新生には大きな個体差がある ..... 271
- 神経ペプチドで刺激される神経巡回回路でかゆみが誘発される ..... 284
- 腸内細菌群が 2 型糖尿病の環境リスク因子として働く ..... 332
- 細菌や真菌などの微生物はヒトの皮膚に部位特異的に共存している  
..... 337
- 大型鳥類の減少は餌となる果実の種子を小型にする ..... 347
- 腸管常在菌の抗原情報を認識するリンパ球細胞が小腸上皮に存在する  
..... 353
- 殺虫剤に混入されたブドウ糖を忌避するゴキブリの出現 ..... 375

読者のコーナー .....	378
編集後記 .....	380
投稿規定 .....	381
本誌購読案内 .....	382

## 執筆者紹介

**Editorial:** 竹下 賢 (たけした けん) : 関西大学教授 (法哲学・環境法思想)。詳細は本誌 26 巻 1 号 9 ページに紹介済み。

**特集:** 奈倉 道隆 (なくら みちたか)

1934 年生まれ。京都大学医学部 1960 年卒業。公衆衛生学教室助手を経て京大病院老年科助手となる。1979 年大阪府立大学教授となり、老年学を専攻。同時に京大病院非常勤講師として老年科の診療にも携わる。1987 年、龍谷大学教授。1997 年東海学園大学教授。2004 年四天王寺国際仏教大学教授となり、医療・介護の教育に従事する。一方、仏教大学文学部仏教学科で仏教思想を学び、医療・介護・カウンセリングの思想的基盤として活用、その実践を志向している。

**中井 吉英 (なかい よしひで)**

1942 年生京都市生まれ。1969 年関西医科大学卒業、同大学大学院医学研究科入学 (内科学専攻)。1972 年九州大学医学部心療内科入局、助手、講師を経て、1986 年関西医科大学第 1 内科講師、助教授。1993 年関西医科大学第 1 内科学講座教授。2000 年関西医科大学心療内科学講座初代教授。2009 年関西医科大学定年退職。同年より同名誉教授、現在洛西ニュータウン病院名誉院長・心療内科部長、関西大学客員教授、日本心療内科学会理事長、日本心身医学会名誉会員 (前理事長)、科学進歩日本委員会 (JCSJ) 会長、公益財団法人ひと・健康・未来研究財団理事ほか。専門分野は心身医学、内科学、消化器病学、疼痛学。主な著書に、「現代心療内科学」(編著、永井書店、2003)、「心療内科初診の心得」(三輪書店、2005)、「いのちの医療」(東方出版、2007)、「医療における心理行動科学的アプローチ」(監修著、新曜社、2009)、「全人的医療入門」(中山書店、2013) など。

**奈良 康明 (なら やすあき)**

1929 年生まれ。東京大学文学部印度哲学梵文学科卒業。同大学院修士課程を経て、カルカッタ大学比較言語学科留学 (1956-1960)。駒澤大学仏教学部教授、同大学学長、総長を歴任。専門はインド宗教文化史。現在 (財) 仏教学術振興会理事長、曹洞宗大本山永平寺西堂。著書に「仏教と人間-主体的アプローチ」、「自己をわすれる」、「ブッダ最後の旅をたどる」(東京書籍) など。

**内藤 いづみ (ないとう いづみ)**

昭和 31 年生まれ。福島県立医科大学卒業後、東京女子医大内科等に勤務。昭和 61 年から英国のホスピスで研修を受ける。平成 7 年にふじ内科クリニック開業、院長。NPO 日本ホスピス・在宅ケア研究会理事。平成 14 年 10 月、平成 18 年 7 月に NHK 教育テレビの ETV2002、ETV2003 でその医療活動が放送される。山梨県教育委員長歴任。山梨県青少年協会理事長。著書に「笑顔で『さよなら』を 在宅ホスピス医の日記から」(KK ベストセラーズ)、「あなたと話がしたくて」、「いのちに寄り添って」(オフィスエム)、「あなたがいてくれる」、「いのち」の話がしたい」(佼成出版)、「いのちの歳時記」(愛智出版) など。

### いのちの科学プロジェクトシリーズ：竹本 修三（たけもと しゅうぞう）

1942年埼玉県秩父市生まれ。京都大学理学部卒。京大理博。京大防災研究所助手、京大理学部助教、京大大学院理学研究科教授を経て、2006年に定年退職、京大名誉教授。その後、(財)国際高等研究所フェロー・招聘研究員を経て、2011年よりNPO法人知の人材ネットワーク「あいんしゅたいん」附置機関基礎科学研究所研究主管。専門は、固体地球物理学・測地学。著書に「レーザホログラフィと地震予知」(共立出版)、「京都大学講義『偏見・差別・人権』を問い直す」(編・著、京都大学学術出版会)など。

### JCSD プロジェクトシリーズ：李 卿（り けい）

1962年生まれ。中国山西医科大学卒(医師)。中国医科大学大学院医学修士課程修了(修士)。鹿児島大学大学院医学研究科修了(医博)。中国遼寧省労働衛生研究所(医師)。米国スタンフォード大学医学部留学。日本医科大学助手・講師・准教授。中国浙江農林大学客員教授、中国北京大学医学部客員教授。日本衛生学会森林医学研究会代表世話人。国際自然・森林医学会副会長・事務局長。森林セラピーソサエティ理事。国際森林研究機構「森林と健康」運営委員会委員。研究分野は環境医学・森林医学・環境免疫学。著書にForest Medicine(米国出版)など。

**連載講座**：篠山 重威（ささやま しげたけ）：宇治病院名誉院長、京都大学名誉教授（循環器内科学）。詳細は本誌26巻1号8ページに紹介済み。

**今西 二郎**（いまにし じろう）：明治国際医療大学教授（統合医療学）、京都府立医科大名誉教授（免疫・微生物学）。詳細は本誌26巻1号8ページに紹介済み。

**随想**：竹下 賢（たけした けん）：前掲

**本庄 巖**（ほんじょう いわお）：京都大学名誉教授（耳鼻咽喉科学）。詳細は本誌26巻1号9ページに紹介済み。

**サロン談義**：内海 博司（うつみ ひろし）：公益財団法人体質研究会主任研究員、京都大学名誉教授（放射線生物学、放射線基礎医学）。詳細は本誌26巻1号9ページに紹介済み。

**竹下 賢**（たけした けん）：前掲

**本庄 巖**（ほんじょう いわお）：前掲

### Books 談義：佐藤 隆一郎（さとう りゅういちろう）

1956年生まれ。東京大学農学部卒業。東京大学大学院農学系研究科博士課程修了。帝京大学薬学部助手、講師、米国テキサス大学博士研究員、大阪大学薬学部助教授を歴任し、現在、東京大学大学院・農学生命科学研究科・教授。専門は脂質代謝、食品生化学。著書に「生活習慣病の分子生物学」(共著、三共出版)、「食べ物と健康」(編、学文社)、「わかりやすい食品機能栄養学」(編、三共出版)など。

**富浦 梓**（とみうら あずさ）：科学技術振興機構、社会技術研究開発センター、実装支援プログラム総括。詳細は本誌26巻2号119ページに紹介済み。

**坂東 昌子**（ばんどう まさこ）

1937年生まれ。京都大学大学院卒(理学博士)。NPO法人「あいんしゅたいん」理事長。第61期物理学学会会長、同キャリア支援初代センター長。愛知大学名誉教授。専門は素粒子論、応用数理、科学教育、放射線リスク研究など。著書に「性差の科学」、「理系の女の生き方ガイド」、「生命のフィロソフィー」、「四次元を超える時空」など。

**岩槻 邦男**（いわつき くにお）

1934年兵庫県生まれ。京都大学大学院理学研究科博士課程修了。京都大学、東京大学、立教大学、放送大学、各教授、兵庫県立人と自然の博物館館長を歴任。東京大学名誉教授。(社)日本植物学会、(社)日本植物園協会、日本植物分類学会、国際植物園連合の会長などを勤める。専門は植物分類学。著書に「生命系一生物多様性の新しい考え」(岩波書店)、「文明が育てた植物たち」(東大出版会)、「共生する生き物たち」(共著、ミネルバ書房)など。

**Books**：山岸 秀夫（やまぎし ひでお）：公益財団法人体質研究会主任研究員、京都大学名誉教授（分子遺伝学、免疫学）。詳細は本誌26巻1号8ページに紹介済み。